

# 顕昭判詞にみる先行表現攝取の範囲に対する認識

——『千五百番歌合』を中心に——

山崎真克

## はじめに

顕昭が加判した歌合判詞は、現在のところ、治承二年（一一七八）『或所廿二番歌合』、建久二年（一一九一）『若宮社歌合』、建仁二年（一一〇一）『千五百番歌合』（恋一・三のみ）の三度が知られている。判者としての経験を重ねることに増していき、晩年の『千五百番歌合』判詞において特に顕著にみられる特色は、和歌集のみならず物語・漢詩文からも典拠となつた和歌・文言等を数多く引用しつつ、先行表現の攝取を指摘する例が多いという点である。稿者は、こうした顕昭判詞の特色に注目し、顕昭判詞にみられる先行表現攝取に対する認識を探るという目的に照らし、先行表現攝取の認定において、判者顕昭の指摘に沿う形で先行表現の種別を次のように分類した。これは、藤平春男氏<sup>(3)</sup>や川平ひとし氏などの論を参考に、詠作主体の意識に加えて享受者（判者）の意識をも考慮に入れたものである。

A 本歌 詠作主体が意識して攝取していると判者が認めたもの。  
B 類歌 詠作主体の意識に関わらず、判者が類想だと認めたもの。  
C 証歌 詠作主体の意識に関わらず、判者の主張の根拠としてある  
表現攝取の範囲についての言及は、既に岩津資雄氏がなされている。<sup>(2)</sup>  
氏は、「風情の自由と新しさを庶幾」して「万葉集や物語を本歌に取

ることをみとめた」点に特徴があると述べられた。本稿では、これを踏まえつつ、攝取の範囲についての指摘を網羅的に検討して、顕昭の認識に迫りたいと思う。  
先行表現攝取の方法に対する認識について別に検討をおこなつた際と同様に、俊成等の御子左家の主張した本歌と同一に扱うこと避け、新しい作品を創作するために、古い表現—和歌に限らず物語・漢詩文等を含めて——を攝取する當為を「先行表現（の）攝取」と呼ぶ<sup>(1)</sup>として考察を進めていく。

## 一 行先表現攝取の対象——心を取るか、詞を取るか

方法に対する認識を検討した際には、顕昭の先行表現の攝取に対する認識を探るという目的に照らし、先行表現攝取の認定において、判者顕昭の指摘に沿う形で先行表現の種別を次のように分類した。

これは、藤平春男氏<sup>(3)</sup>や川平ひとし氏などの論を参考に、詠作主体の意識に加えて享受者（判者）の意識をも考慮に入れたものである。

本稿では、これに加えて先行表現攝取の対象の面からも分類を施

しておきたいと思う。前掲の藤平氏や、また久保田淳氏<sup>(6)</sup>が、『井蛙抄』及び『愚問賢注』を例に述べておられるように、従来の本歌取に關する論考では、いわゆる心を取るか、詞を取るかという点が問題とされてきた。定家による準則の規定以来、何度も繰り返し議論の対象となつた問題であるが、ここでは本歌と新歌の関係性に及ぶ細かな方法論にまで深く立ち入ることは避け、判詞中に指摘された先行表現の攝取が、心(発想・趣向)の攝取であるのか、詞(特定の語句)の攝取であるのかという点に注目して、次のように分類を試みた。

a 心・詞の攝取 先行表現の詞(特定の語句)のみならず、心(発

想・趣向)をも併せて攝取していると考えられるもの。

b 心のみの攝取 先行表現の詞ではなく、心のみを攝取している

c 詞のみの攝取 先行表現の詞のみを攝取していて、心を想起していないと考えられるもの。

安井重雄氏は、『千五百番歌合』顯昭判三例(千二百七番左右、千二百十二番左、千二百四十九番左)を取り上げ、顯昭の先行表現摄取の指摘は、歌の内容ではなく「詞の典拠としてだけの本歌(?)」の指摘<sup>(7)</sup>であり、また「歌の詞の組み合わせや言い換えの面白さ」という視点からなされている<sup>(8)</sup>ものであるとされている。この点を検証するためにも、こうした分類を施す必要があると考える。

但し、紙宏行氏の言われるよう<sup>(9)</sup>に、心と詞の攝取というものは、

厳密に弁別できるものではないかもしない。ここでは、次のようににそれそれを規定したいと思う。まず、心・詞双方の攝取とは、

① 千二百廿七番 左負

保季朝臣

2452 ② 千二百八十番 左勝

おもふことしのべどいまは名取河せゞの埋木あらはれにけり

左歌は、「名取川瀬々の埋木あらはれいかにせんとかあひみそめけん(古今・恋三・650)」、此歌の上三句をとりて、今

の歌の腰より下三句にをかれて侍めり。はじめの一句「思ふ

事しのべどいまは」とばかりあたらしく侍歟。<sup>(10)</sup>

とあるように、「名取川瀬々の埋木あらはれば」という語だけではなく、恋の露見を恐れる発想も共通しているものとする。また、心のみの攝取とは、

2558 ② 千二百八十番 左勝

公経卿

消かへりかぜにたゞよふあは雪のあはれおもひのゆゑ知せよ  
左は、「わがこひはゆゑもしらずはてもなしあふを限とお  
もふばかりぞ(古今・恋二・61・船置)」という歌を思て、「あはれお

もひのゑゑしらせよ」とよまんために、「消かへり風にたゞよ  
ふ淡雪の」とをかれたるつゞき、心ふかくこそ聞え侍れ。：

という指摘のように、表現上は似通いがなくとも、自分の恋の行方も分からぬという発想や趣向の面で先行表現と共通点を持つものとする。さらに詞のみの攝取とは、

③ 千二百一一番 左勝

左大臣

下もえのなにやはたてんなにはなる芦火たく屋にくゆる烟を

左歌は、万葉に、「難波人あしひたくやはすゝたれどをのが  
つまこそとこめづらしき(萬葉卷十一・2651・不知)」と侍歌によせて、

あし火たくやにくゆる煙のわがしたもえのなにたてんことを  
なげかれたる程、優艶にこそきしえ侍。…

萬葉歌においては愛しい妻の煤けていることを比喩的に示す「葦火  
焚く屋」という語を、下燃えの想いをあらわす煙の立つ場所として  
詠み込んでおり、特に萬葉歌の心を想起しているようには思われない。  
このように表現上は一致するが、先行表現とは別の発想や趣向  
によって一首が成り立っているものと考えておきたい。

以上の二つの観點からの分類を行った結果を示したのが、次に掲  
げる【表1】である。

【表1】『千五百番歌合』類昭判詞において指摘された先行表現攝取例

	a 心・詞の 攝取	b 心のみの 攝取	c 詞のみの 攝取	計
A 本歌(A)	93 (15)	7	1	101
B 類歌	23 (9)	10		
C 証歌				
計	156 (25)	20	72	248
156 (25)	40 (1)	3	58	101
20			13	46
72				101
248				

安井氏が取り上げられた三例のうち、千二百七番左歌以外はすべて  
「A本歌」「C詞のみの攝取」に分類される。安井氏は類昭判詞にはこ  
うした攝取の指摘ばかりみられるが、これ以外にも多様な  
例がみられることは【表1】の示すとおりである。

「C証歌」「C詞のみの攝取」に分類される例は、先行例を引用しつ  
つ、語の用法等の誤りを非難するものがほとんどである。これらが  
多いことは、従来類昭判詞が実証的、あるいは歌学的知識に基づく  
とされてきたことを示すものと考えられる。

別におこなった方法についての検討では、攝取を確実に指摘する  
「A本歌」の例を中心に扱った。攝取の範囲についての検討では、こ  
れらのみでなく、「B類歌」「C証歌」の例も含めて考察したいと思う。

## 二 摄取範囲の一覽

便宜上、攝取の対象による分類を上位に、先行表現の種別による  
分類を下位にして組み合わせ、攝取を指摘された先行表現の典拠ご  
とに示したのが次頁に掲げる【表2】である。指摘された表現が複  
数の作品にみえる場合は、判詞中に明示された典拠を優先した。明  
示されていないものについては、引用された本文に近いと思われる  
典拠に類別したが、特に決め手となる事象が見出せない場合は、成  
立年次の早いものを採用している。

「その他」としたのは、それまでに示した典拠以外で、現存資料に  
おいて確認が行えるものである。判詞中に明示されている典拠と一

致しない場合や、典拠がはつきりせず、『俊頬醜脣』などの歌学書等にのみみられる場合も含んでいる。また、「未詳」としたのは、判詞中に典拠が示されることもあるものの、現存資料において確認が行えないものである。

なお、本稿末尾に【表2】において行った分類の詳細を付載している。判詞中に典拠が明示されているものは、他と区別して示した。

次節以降の具体例の検討の際に、適宜ご参照いただきたい。では、以下に類別にあたっての注記事項の説明を行った上で、採取した先行表現の典拠が評価に影響を及ぼしている例などに注目して述べていくことにする。

計	c 詞のみの攝取				b 心のみの攝取				a 心・詞の攝取				対象	
	C 証歌	B 類歌	A (本歌)	A 本歌	C 証歌	B 類歌	A (本歌)	A 本歌	C 証歌	B 類歌	A (本歌)	A 本歌	種別	
28	7			13				2		1	1	4	萬葉	
91	8	1		11	5	2	3	7		1	5	48	古今	
5				1		1					3		後撰	
7				1			1	1		1	1	2	拾遺	
16	4			2	2	1				2	1	4	後拾遺	
3	1				1					1			金葉	
5	1			1		1		1				1	詞花	
2	1	1											千載	
3	2											1	私家集	
11	8				2							1	歌合	
2				2									催馬樂	
6	2				1	2						1	和漢朗詠	
3	1							2					漢詩文	
22	2	1		4	1	2			1		3	8	伊勢物語	
17	6			1			5	1			3	1	源氏物語	
3	1		1	1									狹衣物語	
17	9			2	1					1	1	3	その他	
7	5				1							1	未詳	
248	58	3	1	39	13	10	9	14	1	7	15	78	計	

【表2】『千五百番歌合』顕昭判詞において指摘された先行表現攝取の範囲

## 二 『萬葉集』について

『萬葉集』にみられる歌で、その後撰集類に採られたものは流布の状況が異なるので注意が必要である。顯昭自身も後代の流布状況を意識していたであろうことは、千三百卅九番左歌判詞に、「…と申うた(萬葉卷七・不知)<sup>1394</sup>は、万葉のうたの中にぬきいで、花山法皇、攝選に入させ賜て侍れば、拾遺集(志五・967・坂上鷦女・拾遺抄・志下・318・同)、世の末にもてあそぶべきうたにこそ侍るめれ。…」と述べていることで知られる。

ただ、全28例の内、千二百七番右歌、千二百廿三番右歌、千三百卅二番右歌、千二百八十一番左歌の判詞以外では、他出文献が存していても、③に「万葉に…と侍歌によせて」とあるように、判詞中に『萬葉集』にみえる歌であることを明示しているので、これらについては『萬葉集』を典拠として指摘していると認めて問題はない。前記4例について、他出文献との本文異同の確認を行つたが、萬葉歌と大きく異なる点はみられなかつた。顯昭ほどの『萬葉集』に対する知識と理解を持つ人物であれば、これらが『萬葉集』にみられることを知らなかつたとは考えにくいので、典拠を明示する例と同様に顯昭は萬葉歌であると意識して指摘しているものとした。

『萬葉集』からの摂取であると意識して指摘しているものとされたような詞のみの摂取という方法に用例が偏つて存することが特徴的である。当時の歌人達が、『萬葉集』にみえる語を歌に詠み込

むことは行つていても、その典拠となつた歌の心にまで理解が及んでいないのか、或いは敢えて『萬葉集』とは切り離した形で意識的に詠作に利用しているのか、今後さらに検討が必要である。

また、『萬葉集』からの摂取については、岩津氏がすでに指摘されているが、判詞中にいくつか注目すべき顯昭の発言がみられる。

④千三百卅二番 右負

定家朝臣

ときつかぜ吹居のうらにあがひてもたがためにかは身をもおし

みし

…右歌は、万葉に、「ときつかぜ吹居のうらにいでゐつゝあがふ命はいもがためこそ(萬葉卷十二・不知)」と侍歌をおもはれたりければ、俗流をはなれてみゆるはことはなりけれど、もしわざとこられて侍らばいかゞ。万葉歌どるは故実あること也。「ちかき世には顯季卿こそ其様はよく心えてみゆれ」と、崇徳院の仰たびくうけ給き」と、顯輔卿申され侍しうけ給はりつたべて侍り。…

具体的な方法についての言及とまではいかないが、『萬葉集』からの摂取に対し慎重ながらも認めている発言であると思われる。

次にあげるのは、岩津氏が「顯昭の万葉集に対する尚好の態度」の積極的な姿勢を読みとつておられる例である。

⑤千三百廿九番 左勝

小侍從

2663

たのめりこぬよをまちしいにしへを忍べしとは思ひやはせし

右

俊成卿女

ならひこしたが偽もまだしらで待とせしまの庭のよもぎふ  
 左歌は、「たのめつゝこぬよあまたに」(拾遺集・恋三・八丸)・拾遺抄・恋上・同

とよみをけりしふることをおもひて、我身に

284

しられしにしへ人のつらさを、おもひあはせられたるか

とをしはからるゝもおかしくや。右歌は、花山僧正の歌に、

「わがやどはみちもなきまであれにけりつれなき人をまつと

せしまに」(古今・恋五・770・源氏)

と侍歌の歌、又源氏に、「藤波のう

ちすきがたく見えるは松こそ屋とのしるしなりけれ

(源氏物語・蓬生)

と侍歌ならびに其詞など書つゞけたこそ、此うた

のこゝるかとはみえ侍れど、それは知がたし。いかにてもふ

るき歌をまねばんにとりては、柿本の詠にはをよぶべからず。

左

但、さりともうたのさまをとりて侍らば申べきに及ばず。

左

歌はまさり侍らん。

これはともに先行表現の攝取を行つてゐる左右歌の評価に際して、

攝取するなら人麻呂詠の方が良かるうという相対的な認識を示したものであると思われる。よつて、『萬葉集』からの攝取というよりも、むしろ人麻呂の作であることが重視されてゐるようである。

### 三 勅撰集について

まず、『古今集』からの攝取を指摘した判詞について考える。千二百廿四番右歌、千二百四十番右歌、千二百七十七番右歌の判詞など

では『伊勢物語』にもみえる歌を指摘しているが、本文を比較すると『古今集』の詞書により近いので、『伊勢物語』にみえることを明示する千二百五番左歌、千二百卅三番左歌、千二百六十三番右歌以外は『古今集』からの攝取とした。

他に比して群を抜いた数の用例がみえるが、これは本歌合出詠歌人達が『古今集』を典拠とする表現をいかに多く歌作りに利用していたかを端的に表すものと言えるだろう。攝取の対象に関して言えば、心・詞双方の攝取はもちろん、心のみの攝取も多くみられるのは、当然のことながらそれだけ『古今集』に対する理解が浸透していたことを示すもので、『萬葉集』についての指摘が、詞のみの攝取に偏つていてことと対照的である。また、『萬葉集』からの攝取を指摘する際には、ほとんどの場合典拠を明示していたのに対し、『古今集』について指摘する際には、逆にほとんどの場合に典拠を示していない。これも、『古今集』歌は明示する必要のないほど人口に膾炙しているという顕昭の認識の現れと言えよう。

『萬葉集』についての検討の中で引用した千三百卅九番左歌の判詞に加えて、もう1例千三百三番右歌の判詞にも「拾遺に、能宣歌」として指摘しているが、これらの歌は『拾遺集』にも『拾遺抄』にのみられるので、「拾遺」がどちらを指すのかはつきりとしない。顕昭の著作をみても、単に「拾遺」としている場合には、その歌は双方にみられることがほとんどであるので、どちらを指すことが主であるというような傾向は見出せなかつた。

『金葉集』二度本・三奏本双方にみえる歌は、そのまま『金葉集』に類別したが、三奏本のみにみえ、後に『詞花集』に採られた歌の場合は、流布状況を考慮して『詞花集』に類別した。

### 『千載集』にみえる歌を指摘する千二百四十二番左歌、千三百廿七番左歌判詞は、ともに先行歌と下句の表現が一致することを難じている。こうした比較的近い時期に詠まれた歌の表現との類似を戒める内容は、千二百卅九番左歌改判部分(散木奇歌集・327)、千三百九番左歌(法性寺の太相國の月三十五首の歌)・清輔)にもみられる。

特に千三百九番左歌判詞では、大治元年(一一二六)『攝政左大臣忠通歌合』・20・堀河歌に対し「さいつこゑ、忍たる人の歌合にみし様におぼえ侍」と指摘する源俊頼の判詞を引用することで、先行歌と表現が一致することを非難し、さらに「いかにも勅撰の歌のみならず、内々の会、歌合の歌も可被尋見事歟」と述べている。こうした範囲にまでも目を配る必要のあることを求めたものであろう。

## 四 物語歌について

物語歌についてみると、全体としては本歌として指摘する例が多いものの、特に『源氏物語』からの採取においては、断定的でないばかりか、ひどく自信がなさそうに指摘するものが多くみられる。

⑤千三百廿九番右歌判詞に「…と侍歌ならびに其詞など書つづけたること、此うたのこゝろがとはみえ侍れど、それは知がたい」とあるものや、「右歌は源氏のうたにはべる…」である歌のこゝろこゝや。

### 2551 ⑥千二百七十六番 右持

通具朝臣

草の原とへと白玉とればけぬはかな人の露のかことや

：右歌は、源氏の物語には、「うき身よにやがて消なば尋ねても草のはらをばとはじとや思(源氏物語 花妻)」、狹衣物語には、「たづぬべき草のはらさへ霜枯てたれにとはまし道芝の露(狭衣物語 卷二)」。ふるき人は、歌合のうたには、もの語の歌をば本歌にもいだし詠歌にももちゐることなしと申けれど、

源氏、世継、伊勢、大和とて歌詠のみるべき文どうけ給はればば、狹衣も同裏歟。

従来の守旧的な歌合の歌に対する考えに相違して「源氏、世継、伊勢、大和」を「歌詠のみるべき文」とする方針を「…とうけ給はれば」という物言いで提示している。この方針を必ずしも俊成等のものと

たとひその本歌ならずとも」(千二百十二番右)とあるのがそれである。顕昭によつて『源氏物語』を本歌(AもしくはA')にすると指摘された歌の作者をみると、定家・通親が2例、寂運・家隆・俊成卿女・公経・通具がそれぞれ1例となり、御子左家及びその周辺の新風歌人が中心である。俊成の『六百番歌合』枯野・十三番左歌判詞にみえる「源氏見る歌よみは遺恨事也」という発言も想起されるように、御子左家及びその周辺の新風歌人達には『源氏物語』からの中取が行われていたようであるが、顕昭の認識としては、中取する範囲としてそれほど定着していなかったわけではないのであろう。

次にあげる例にもそうした認識が現れているように思われる。

### 2551 ⑥千二百七十六番 右持

通具朝臣

草の原とへと白玉とればけぬはかな人の露のかことや

：右歌は、源氏の物語には、「うき身よにやがて消なば尋ねても草のはらをばとはじとや思(源氏物語 花妻)」、狹衣物語には、「たづぬべき草のはらさへ霜枯てたれにとはまし道芝の露(狭衣物語 卷二)」。ふるき人は、歌合のうたには、もの語の歌をば本歌にもいだし詠歌にももちゐることなしと申けれど、

源氏、世継、伊勢、大和とて歌詠のみるべき文どうけ給はればば、狹衣も同裏歟。

従来の守旧的な歌合の歌に対する考えに相違して「源氏、世継、伊勢、大和」を「歌詠のみるべき文」とする方針を「…とうけ給はれば」という物言いで提示している。この方針を必ずしも俊成等のものと

するわけではないが、これらからやや距離を置いた姿勢が感じられるといふに、顕昭の認識を読みとりたいと思う。

但し、顕昭はこうした物語歌からの攝取を否定的に評価しているわけではない。結果的に負となる場合も、この点が要因となつてゐる例はみられないし、千三百十番右歌に対しては「世俗の口すさびのうたに、「雨ふれば軒の玉水つぶく」といはゞやものを心ゆくまで〔未詳〕と侍歌に、「源氏のあまよの物語をおかしくよみづがれて侍歟」と述べるなど肯定的に評価する例もみられるのである。

また顕昭判詞には、物語中にみられる和歌からの攝取のみでなく、地の文からの攝取についても言及がある。例えば、(5)千三百廿九番右歌に対して、遍昭歌に加えて「源氏に」「藤波のうちすぎがたく見えつるは松こそ屋どのしるしなりけれ〔源氏物語・蓬生〕」と侍歌ならびに其詞など書づけたるこそ、此うたのこゝろかとはみえ侍れど」とあるのがそれである。詞の一致はみられないが、久保田淳氏が「本歌としては遍昭の歌を取り、背後に『源氏物語』『蓬生』の巻の世界に近い状況を設定した歌であると見る」と述べられているようないものと思われる。こうした点は、寺本直彦氏が指摘された(一)俊成・定家による『源氏物語』からの攝取と共通するものである。

## 五 催馬楽・その他について

催馬樂等からの攝取を指摘する判詞をみると、攝取を容認する範

### おわりに

こうしてみてくると、時に慎重な姿勢を見せつても、顕昭は『萬葉集』や物語歌、さらには戯咲歌の類にまで攝取を容認する範囲を広げているようである。顕昭判詞には、攝取した典拠がある範囲から外れているからとして否定するという批評はみられない。否定的に評するのは、近い時期に詠まれた歌に表現が類似する場合であり、攝取の方法次第では必ずしも認めないわけではない。

以上、攝取の範囲についての顕昭の認識を検討してきた。これまでの論から大きく踏み出た結果は出せなかつたが、顕昭の認識を具

囲をこれらにまで広げていることが想える。本稿末尾の分類の詳細を参照いただきたいが、「本歌」(AもしくはA')としたものには、催馬樂に加えて『俊頬醜脣』にみられる歌も存する。さらに、岩津氏も指摘しているが、千二百廿六番右歌判詞には「右歌は、世俗の口すさみに、「あさであらふたらゐの水に影みれば恋にわが身はおもやせにけり〔高良玉垂宮神秘書紙背和歌〕」<sup>24)</sup>、此たばぶれ」とかよひて侍るにつけてもおかしくは侍也。但、はれの歌合にもかやうの戯咲歌はとりいづることもよく侍めり」とある。また、「やまと歌の習は、させら日本紀などにみえぬことも、古歌ひとついできねれば、それを本文にてやがてよみつたふることおぼがり」(千二百九十三番右)として、典拠とすべき定まつた範囲が確定されているわけではないとも述べている。

体的に指摘する」とは出来たように思う。但し、先行表現攝取の方法及び範囲に対する認識を探るだけでは、単なる技術論に終始してしまう恐れがある。今後さらに、先行表現攝取の効果に対する認識を検討し、総合的なまとめをしたい。

### [注]

- (1) 拙稿「顕昭判詞にみる先行表現攝取の方法に対する認識——『千五百番歌合』を中心とした『国文学攷』166 平成12・6)。
- (2) 岩津資雄氏『歌合せの歌論史研究』(早稲田大学出版部 昭和38)。
- (3) 藤平春男氏「新古今集の本歌取について」(『早大工高研究年誌 最終号』 昭和41・12)、『新古今とその前後』(笠間書院 昭和58)。『藤平春男著作集第2巻』(笠間書院 平成9)に所収)。
- (4) 川平ひとし氏「本歌取と本説取——へもどりの構造——『新古今集とその時代』風間書房 平成3)。
- (5) 久保田淳氏「本歌取の意味と機能」(『日本の美学』12 昭和63・5)。『中世和歌史の研究』(明治書院 平成5)に所収)。
- (6) 安井重雄氏「表現・思想の基盤としての注釈」(山本一編『中世歌人の心 転換期の和歌観』世界思想社 平成4・9)。
- (7) 紙宏行氏「本歌取の方法的成立」(『文教大学女子短期大学部 研究紀要』33 平成元・12)。
- (8) 本歌合の本文は、宮内庁書陵部本を底本とした、有吉保氏

『千五百番歌合の校本とその研究』(風間書房 昭和43)に拠るが、明らかに底本の誤脱と思われる箇所は高松宮家本に拠っている。また、句読点等私に表記を改めた箇所もある。なお、判詞中に引用された和歌の歌番号等は、『新編国歌大観』に拠っている。

### (9) 千二百五番右歌判詞、及び千二百十七番右歌判詞にも、「詞」

「源氏のこと葉」として地の文に言及する例が存する。

### (10) 久保田淳氏『新古今和歌集全評釈』第六巻(講談社 昭和52)。

### (11) 寺本直彦氏『源氏物語受容史論考』(風間書房 昭和45)。

#### ◎顕昭判詞において先行表現攝取の範囲について指摘された例一覽

※この一覽は、[表2]において行った分類の詳細を示したものである。

判詞中に典拠が明示されている例は□で囲んで示した。また、明示されている典拠を「」で、現存資料において確認できるものを( )で示している。記号は、先行表現攝取の対象による分類——a心・詞の攝取——b心のみの攝取——c詞のみの攝取、及び攝取された先行表現の種別による分類——A本歌——B類歌——C証歌」を指す。

古今	萬葉	a-A	b-A	c-A	a-B	b-B	c-B
1201 左	1342 右	a-A	b-A	c-A	1201 右	1248 右	1201 右
1203 左	1208 右	1202 左	1272 右	1209 右	1207 右	1332 ( )	1332 ( )
1204 左	1209 右	1207 右	1332 ( )	1217 右	1215 左	1339 左	1339 左
1204 右	1217 右	1215 左	1339 左	1251 左	1218 右	a-A'	a-A'
1206 右	1276 左	1223 右	1209 右	1251 左	1228 右	b-A	b-A
1211 左	1288 左	1232 右	a-B	1298 左	1249 左	b-B	b-B
1214 左	1298 左	1249 左	a-B	1291 右	1230 右	c-B	c-B
1217 左	1321 左	1322 右	b-B	1322 右	1323 左	c-B	c-B
1218 左	1328 左	1328 左	c-B	1328 左	1281 左	c-B	c-B
1227 左							
1236 右							
1238 左							
1238							

の歌合』(大治元年忠通歌合)

右  
1240 左  
1244 左  
1247 左  
1248 左  
1258 右  
1259 右  
1261 左  
1261 右  
1262 右  
1263 左  
1267 右  
1270 右  
1273 右

儀馬樂	C-A
	⋮
a-A	1226 左
⋮	1239 左
284 右	
b-B	
⋮	
246 左	
304 右	
b-C	
⋮	
249 右、	
c-C	
⋮	
208 右、古歌	
277 右	

漢詩文 b-A-1219 左(春秋左氏伝)  
1338 右(遊仙窟) c-C-1350 右(長恨歌)

伊勢物語	
左	1296 左
a — C	1203 右
b — B	1235 右
c — A	1263 右
b — C	1271 左
a — A	1295 左
c — B	1320 左
a — A	1205 左
b — B	1253 右
c — C	1297 左
b — B	1322 右

1324 左 1  
1339 右 1  
1306 左 1  
1276 左 1  
1288 左 1

源氏物語	a	A	：	
254 右				
318 右				
329 右				
c				
A				
276 右				
c				
C				
217 右				
223 右				
241 左				
252 右				
ふるき 物語				

1348 左 1  
1350 右 1  
1351 左 1  
1352 右 1  
1353 左 1  
1354 右 1  
1355 左 1  
1356 右 1  
1357 左 1  
1358 右 1

狹衣物語	CIA	1276 右
	CIA	1250 左
	C-C	1350 右

神秘書紙背和歌、b—C…  
1338 左 大和物語、C—A…  
1241 右 かぐら  
1298 左 六

1309 左 法性寺の太相国の月三十五首の歌(永暦二年清輔歌合)  
1348 左 堀河百首

未詳	a-A…	1310	右「世俗の口号のうた」、b-B…	1328	右、c-C…	1225	左「家成郷歌合」
6							
8							
8							
7							

——やまざき・まさかつ、広島大学文学部国文研究室勤務  
左 雜芸集」 127左  
左 ある文」 128左  
左 本草」 129左  
基俊が歌合判詞」 132左

左「規子内親王の野宮歌合」	1264
右「顎輔卿の歌合」	1275
左「同太相国」	1309